

第 78 号議案参考資料

議 案 名

桶川市職員の給与に関する条例及び桶川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事院勧告等に準じて、職員の給料、勤勉手当等を改定したいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

(1) 桶川市職員の給与に関する条例の一部改正（改正条例第 1 条関係）

令和元年 12 月の勤勉手当の支給割合を引き上げる（次ページの表を参照）。また、地方公務員法の改正により、成年被後見人等に該当するに至ったときは、その職を失うとする規定を削除する。

（第 17 条の 4、第 17 条の 5、第 17 条の 7、第 18 条関係）

(2) 桶川市職員の給与に関する条例の一部改正（改正条例第 2 条関係）

平成 31 年 4 月以後の給料表を改定し、給料月額を平均 0.1% 引き上げる。 （別表第 1 関係）

(3) 桶川市職員の給与に関する条例の一部改正（改正条例第 3 条関係）

ア 住居手当の改定 （第 9 条の 3 関係）

借家・借間の住居手当について額及び計算方法の改定を行うとともに、自宅に係る住居手当を廃止する。

イ 勤勉手当の支給割合の改定 （第 17 条の 7 関係）

令和 2 年 4 月以後の勤勉手当の支給割合を改定する（このページの表を参照）。

(4) 桶川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

(改正条例第4条関係)

特定任期付職員の給料表の額を、1,000円から2,000円までの範囲で引き上げる。(第7条関係)

(表) 期末手当及び勤勉手当の支給割合

再任用職員以外の職員

年度		6月	12月	合計	総支給割合
令和元年度 (現行)	期末手当	1.300	1.300	2.60	4.45 (月分)
	勤勉手当	0.925	0.925	1.85	
令和元年度 (改正後)	期末手当	1.300	1.300	2.60	4.50 (月分)
	勤勉手当	0.925	0.975	1.90	
令和2年度 以後	期末手当	1.300	1.300	2.60	4.50 (月分)
	勤勉手当	0.950	0.950	1.90	

※ 太枠内が改正部分

3 施行期日

公布の日(改正条例第3条の改正は、令和2年4月1日)

4 例規集

(1) 桶川市職員の給与に関する条例

第1巻 3, 727ページ

(2) 桶川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

第1巻 2, 541ページ